

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 自衛隊法施行令の一部改正（第一条関係）

一 陸上自衛隊の師団の編成を改めること。（第十条関係）

二 自衛隊指揮通信システム隊を廃止し、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊サイバー防衛隊を新設するとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第三十条の十八及び第三十条の十九関係）

三 自衛隊大湊病院、自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院、自衛隊舞鶴病院、自衛隊佐世保病院及び自衛隊別府病院を廃止し、並びに自衛隊入間病院を新設することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第四十四条及び第四十七条関係）

四 自衛隊病院の改編に伴い、南別府駐屯地を廃止するとともに、南那覇駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めること。（別表第七関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

一 自衛隊病院の改編に伴い、宿日直手当の支給対象となる職員の勤務場所に係る規定を改めること。（第

十一 条 関 係

二 自衛隊サイバー防衛隊を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職及びその種別を改めること。
と。(別表第三関係)

三 自衛隊病院の改編に伴い、夜間看護等手当の支給対象となる職員の勤務場所に係る規定を改めること。
(附則第七項及び別表第五関係)

第三 施 行 期 日 (附 則 関 係)

この政令は、令和四年三月十七日から施行すること。(附則関係)